

第91号議案

足立区文化芸術劇場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成19年9月20日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区文化芸術劇場条例の一部を改正する条例

足立区文化芸術劇場条例（平成15年足立区条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「開館時間」を「教育委員会の承認を得て開館時間」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「第7条第1項」を「前条第1項」に改める。

第12条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 規則で定める施設を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第1項に規定する期日前投票所として足立区選挙管理委員会が使用するとき。

第18条中「規定に基づき」を「規定により」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類を添えて」を「規則で定めるところにより」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「芸術劇場の目的の効果的な実現及び芸術劇場を利用する者の便益その他の事項を考慮して指定管理者の候補者を」を「規則に定める基準により芸術劇場の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に」に改め、同条に次の4項を加える。

3 前項に規定する指定管理者の候補者の選定審査を行わせるため、教育委員会の附属機関として、足立区文化芸術劇場指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

4 審査会は、前項に規定する選定審査に関し優れた識見を有する者の

うちから、教育委員会が選定審査に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員 6 人以内をもって組織する。

5 前項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定めるものとする。

6 教育委員会は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

第 22 条を第 23 条とする。

第 21 条の見出しを「(管理の基準)」に改め、同条中「従事者の」を「従事者が」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

第 21 条を第 22 条とし、第 20 条を第 21 条とし、第 19 条の次に次の 1 条を加える。

(指定管理者の指定の取消し等)

第 20 条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 2 項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関する教育委員会の指示に従わないとき。

(2) 前条第 2 項に定める基準を満たさなくなったとき。

(3) 第 22 条に定める管理の基準を遵守しないとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

別表中付属設備の部を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 舞台設備その他の付属設備の利用料金の限度額は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。
別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区文化芸術劇場指定管理者選定審査会	日額 2万1,000円
---------------------	-------------

(提案理由)

足立区文化芸術劇場指定管理者選定審査会を附属機関として設置するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。